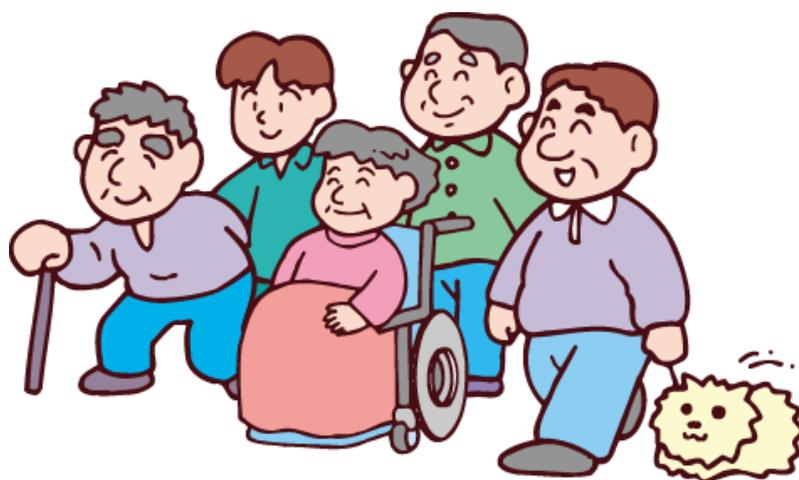


# 真岡市障害福祉計画

(第4期計画)

(素案)



真岡市

平成27年3月

# 目 次

第 1 章	計画の概要	1
1	計画策定の意義	2
2	計画の性格等	3
	(1) 計画の性格	3
	(2) 計画の法的位置づけ	3
3	計画の期間	3
4	計画策定の体制	3
	(1) 基本的考え方	3
第 2 章	真岡市の現状	5
1	人口の推移	6
2	身体障がい者の現状	6
3	知的障がい者の現状	9
4	精神障がい者の現状	10
5	難病患者の現状	12
6	発達障がい者の現状	12
第 3 章	計画の基本理念・基本目標、障害福祉サービスの体系	13
1	計画の基本理念	14
2	計画の基本目標	14
	(1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重と障害福祉サービスの充実	14
	(2) 地域生活移行や就労支援等に対応したサービス基盤の整備	14
3	障害福祉サービスの体系	15
第 4 章	障害福祉計画の実施計画	17
第 1 節	平成 29 年度の数値目標	18
1	施設入所から地域生活への移行	18
2	福祉施設から一般就労への移行	19
第 2 節	指定障害福祉サービス等の見込量と今後の方策	21
1	訪問系サービス	21
	(1) 訪問系サービス	21
2	日中活動系サービス	22
	(1) 生活介護	22
	(2) 自立訓練（機能訓練）	23
	(3) 自立訓練（生活訓練）	23
	(4) 就労移行支援	24
	(5) 就労継続支援（A型）（雇用型）	24

(6) 就労継続支援（B型）（非雇用型）	25
(7) 療養介護	25
(8) 短期入所（ショートステイ）	26
(9) 障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援	26
3 居住系サービス	28
(1) 共同生活援助（グループホーム）	28
(2) 施設入所支援	29
4 相談支援サービス	29
(1) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	29
5 自立支援医療	30
(1) 自立支援医療	30
6 補装具	30
(1) 補装具	30
<b>第3節 地域生活支援事業の見込量と今後の取り組み</b>	<b>31</b>
1 地域生活支援事業	31
(1) 理解促進・啓発事業	31
(2) 自発的活動支援事業	31
(3) 相談支援事業	31
(4) 成年後見制度利用支援事業	32
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	32
(6) 意思疎通支援事業（手話通訳等）	32
(7) 日常生活用具給付事業	33
(8) 手話奉仕員養成研修事業	33
(9) 移動支援事業	33
(10) 地域活動支援センター	34
(11) その他の事業（任意事業）	35
<b>第4節 計画の推進体制</b>	<b>37</b>
1 市民、関係団体等との連携	37
2 達成状況の点検及び評価	37
3 計画の見直し	37
<b>第5章 資料編</b>	<b>39</b>
真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定懇談会設置要領	40
真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定懇談会委員名簿	41
真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置規程	42
真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定懇談会策定経過	44

真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会策定経過 .....	44
用語解説 .....	45

※「障がい者」の表記方法

障害者の「害」の字は、次の場合を除いてひらがな表記としています。

①法律、条例などの法令用語として使用する場合 例 障害者総合支援法 障害者雇用率

②固有名詞として使用する場合 例 真岡市障害者福祉作業所 芳賀地区障害児者相談支援センタ

◆用語解説 ※印のあるものは用語解説に解説のあるものです。

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の意義

障がい者を取り巻く状況は、少子高齢化の進行など社会情勢が変化する中、障害者の高齢化が進み、障がいの重度化、重複化が進んでいます。また、障がい者の家族についても高齢化が進むとともに、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴って、地域における介助・支援機能が低下するなど、取り巻く状況についても大きく変化してきています。

平成18年に施行された「障害者自立支援法」では、市町村が一元的に福祉サービスを提供する仕組みが創設されました。平成23年7月には障害者基本法（※）が改正され、障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）（※）を実現することが、法の目的として新たに盛り込まれることとなりました。平成24年6月には「障害者虐待防止法」と「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が成立し、平成25年4月に「障害者自立支援法」が名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）（※）に改められ、障害者の範囲に難病が入る等の改正が行われ、また6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立しました。

この間、真岡市においては、平成19年3月に「真岡市障害者計画」を策定し、また平成21年3月には旧二宮町と合併し、新しい真岡市として障がい者施策を推進してきました。

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するために策定で義務付けられているものです。

第4期計画策定にあたり、前計画の理念を踏襲し、国・県の指針や真岡市障害者計画（第2期）に基づく本市での取組みを踏まえ、障がい者にとって真に必要とされるサービス体系の構築を目指し、新たな計画を定めます。

## 2 計画の性格等

### (1) 計画の性格

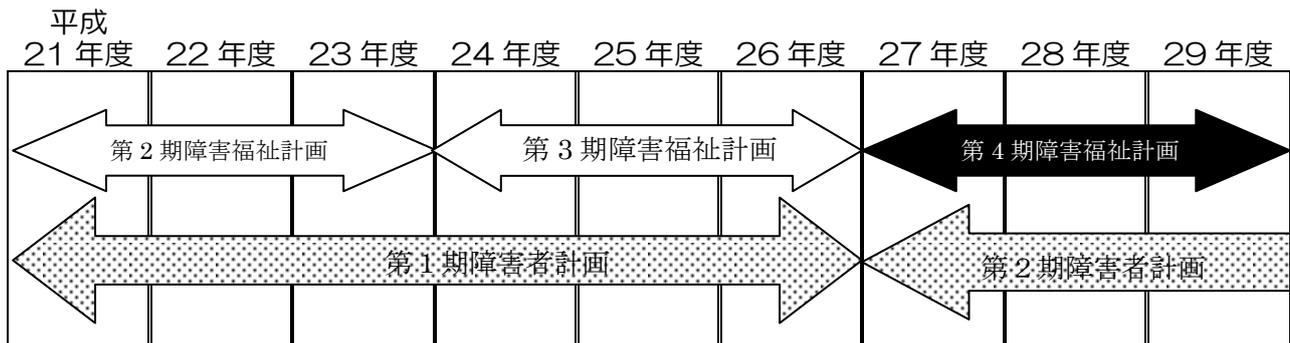
この計画は、障がい者の福祉施策を総合的に推進するための指針である「障害者計画」における福祉サービス分野の実施計画です。

### (2) 計画の法的位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」に相当し、国の基本指針に基づき、「栃木県障害福祉計画」、「県東障害保健福祉圏域ビジョン」や、「真岡市第11次市勢発展長期計画」と調和のとれた計画として策定します。

## 3 計画の期間

障害福祉計画は3年を1期として策定することが障害者総合支援法で定められており、第4期となる本計画の期間は平成27年度から平成29年度までの3カ年とします。



## 4 計画策定の体制

### (1) 基本的考え方

計画の策定にあたっては、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる（障害者総合支援法 第88条第5項）こととなっていることから、身体・知的・精神の各障がい者団体の代表者、公募による市民の代表、学識経験者、保健・医療・福祉関係者からなる「障害者計画及び障害福祉計画策定懇談会」を設置し、幅広く意見を聴き策定いたしました。



## 第2章 真岡市の現状

## 1 人口の推移

平成26年の総人口及び世帯数を平成24年と比較すると、総人口は80,698人で813人の減少となっています。

平均世帯人数はほぼ横ばいの状態ですが、世帯数は374戸の増加となり、核家族化、アパートなどの単身世帯の増加が要因と考えられます。

人口の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・世帯）

区 分	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	81,511	80,929	80,698
男	40,878	40,595	40,495
女	40,633	40,334	40,203
世帯数	27,656	27,777	28,030
平均世帯人数	2.94	2.91	2.87

（資料）毎月人口統計調査

## 2 身体障がい者の現状

年齢別身体障害者手帳（※）所持者数の推移をみると、平成26年4月1日現在では、平成24年に比べ増加傾向を示し、対人口比は3.5%、65歳以上の身体障害者手帳所持者が、身体障がい者全体に占める割合は66.6%となっています。

障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体的には肢体不自由の占める割合が多くなっていますが、1級の重度障がい者は内部障がいが多く、6級の軽度障がい者は聴覚・平衡が多くなっています。

障がい等級別身体障害者手帳所持者数の状況をみると、1級が31.3%、4級が23.4%、2級が16.8%と程度の重い障がい者が多くなっています。

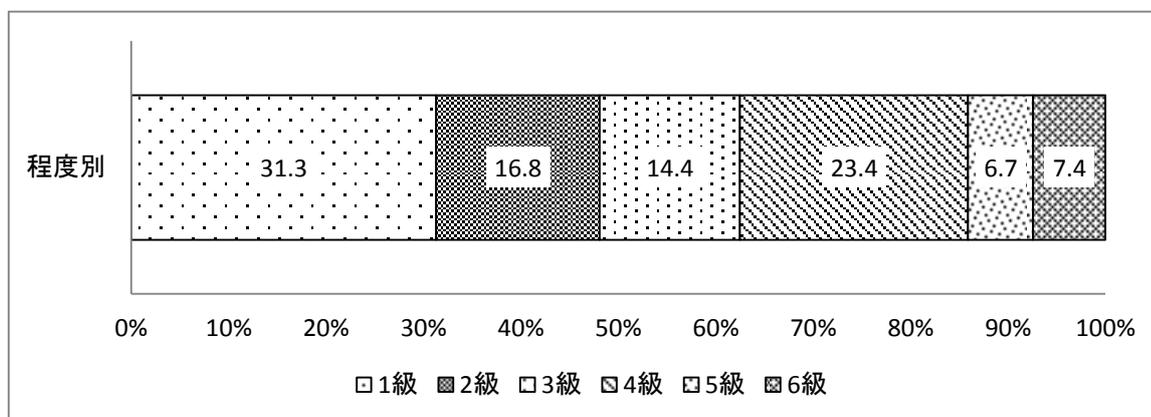
年齢別身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・％）

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
18 歳未満 （障がい児）	54	53	50
18 歳～64 歳	944	912	897
65 歳以上 （介護保険対象者）	1,714	1,809	1,888
合 計	2712	2,774	2,835
総 人 口	81,511	80,929	80,698
対 人 口 比	3.3	3.4	3.5
手帳所持者の高齢化率 （※）	63.2	65.7	66.6

（資料）身体障害者手帳統計資料

障がい等級別身体障害者手帳所持者の状況（平成26年4月1日現在）



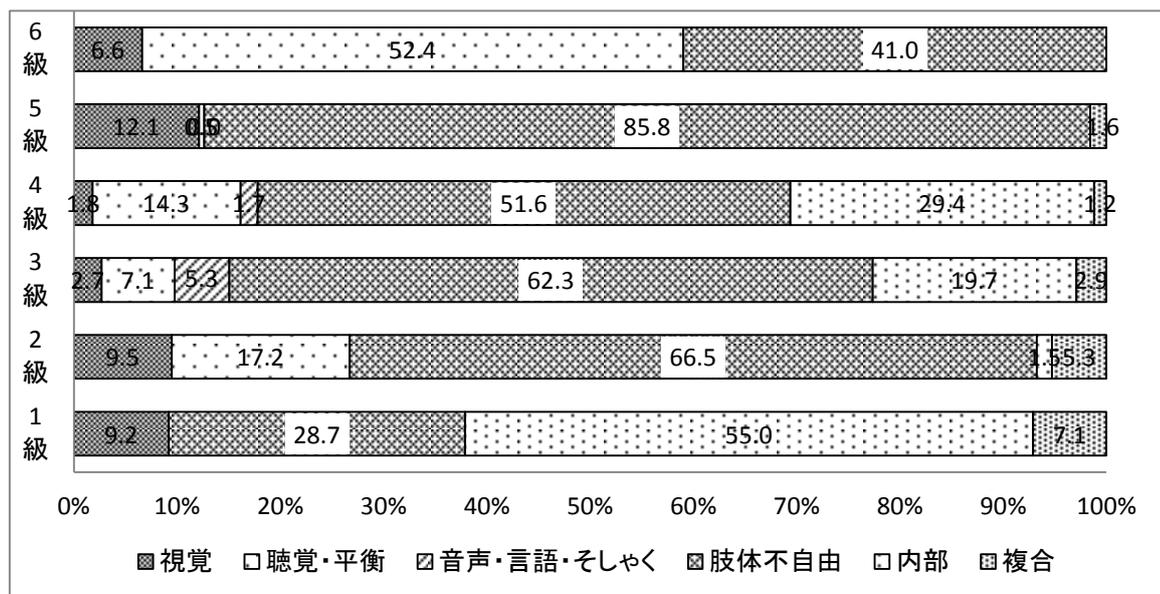
障がい種類別身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
視 覚	180	182	187
聴 覚 ・ 平 衡	294	305	317
音声・言語・そしゃく	33	35	33
肢 体 不 自 由	1,362	1,394	1,417
内 部	721	740	770
複 合	122	118	111
合 計	2,712	2,774	2,835

（資料）身体障害者手帳交付者台帳

障がい等級・障がい種類別身体障害者手帳所持者の状況（平成26年4月1日現在）



### 3 知的障がい者の現状

年齢別療育手帳（※）所持者数の推移をみると、平成26年4月1日現在では、平成24年に比べ増加傾向を示しており、対人口比は0.8%となっています。

程度別療育手帳所持者数の状況をみるとB1(中度)が36.1%、B2(軽度)が25.3%となっています。

年齢別療育手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・%）

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
18 歳未満 (障がい児)	134	154	167
18 歳～64 歳	405	422	432
65 歳以上 (介護保険対象者)	44	44	49
合 計	583	620	648
総 人 口	81,511	80,929	80,698
対 人 口 比	0.7	0.8	0.8
手帳所持者の高齢化率	7.5	7.1	7.6

（資料）療育手帳交付者台帳

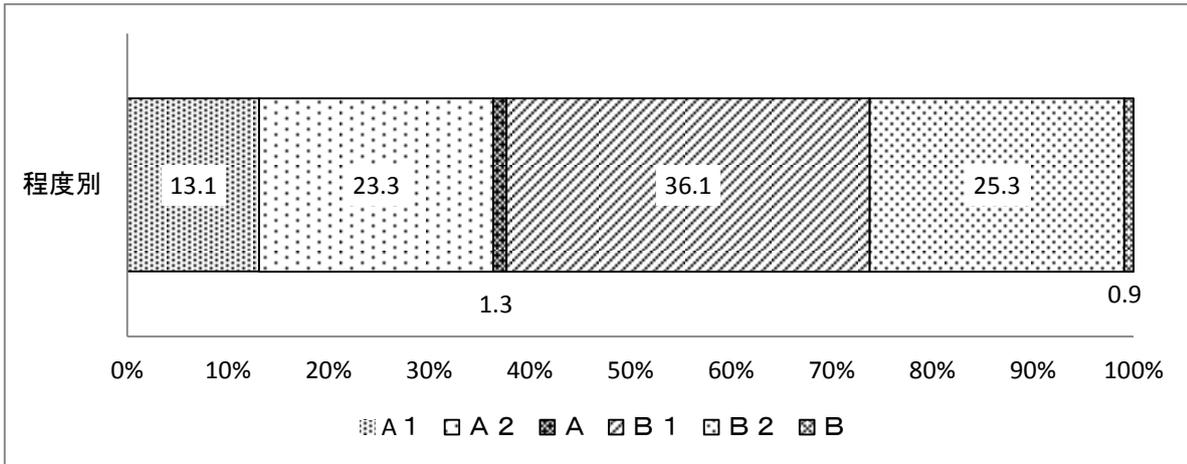
程度別・年齢別療育手帳所持者の状況（平成26年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	A1 (最重度)	A2 (重度)	A	B1 (中度)	B2 (軽度)	B	合 計
18 歳未満 (障がい児)	21	21	0	60	65	0	167
18 歳～64 歳	63	109	4	156	97	3	432
65 歳以上 (介護保険対象者)	1	21	4	18	2	3	49
合 計	85	151	8	234	164	6	648

（注）区分A・Bは、昭和52年度以前に判定を受けた手帳所持者。（資料）療育手帳交付者台帳

程度別療育手帳所持者の状況（平成26年4月1日現在）



#### 4 精神障がい者の現状

精神障害者保健福祉手帳(※)所持者数・自立支援医療費公費負担者数等の推移をみると、平成26年4月1日現在では、平成24年に比べ増加傾向を示しています。

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移は、2級が56.3%、次いで3級、1級となっています。

疾病別自立支援医療費公費負担数の推移をみると、平成26年は597人であり前年と比較して34人増加しています。

社会情勢の急激な変化によるストレスなどから、心の健康に問題を持つ人が増えていること等の要因が考えられます。

精神障害者保健福祉手帳所持者・医療費公費負担者等の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分	平成24年	平成25年	平成26年
手帳所持者	234	264	254
自立支援医療費負担者	532	563	597
医療保護入院者	197	192	197

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	43	47	46
2 級	129	148	143
3 級	62	69	65
合 計	234	264	254

疾病別医療費公費負担者数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

病 種	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
統 合 失 調 症（※）	223	239	240
躁 う つ 病 ・ う つ 病	178	182	198
て ん か ん	55	59	69
認知症等の脳機能障がい	6	7	5
薬物関連障がい（依存症等）	6	5	4
そ の 他	64	71	83
合 計	532	563	597

## 5 難病患者の現状

特定疾患の難病（※）対策の中で特定疾患調査研究対象疾患については118疾患あり、うち56疾患（国庫補助事業対象）と栃木県の単独事業対象の2疾患の合計58疾患が医療費の公費負担助成の対象となっています。

現在、市内で特定疾患医療受給者証の交付を受けているのは466人で、平成21年から比較すると130人の増加となっています。特定疾患の対象が、一般特定疾患（旧：指定難病）と小児慢性特定疾患（旧：小児慢性特定疾病）となり、一般特定疾患は、現在の56疾患が平成27年1月から110疾患となり、平成27年度7月中には300疾患となる予定で、小児慢性特定疾患は、現在の514疾患から平成27年1月から705疾患となる予定です。

特定疾患医療受給者証交付者の推移（各年4月1日現在）（単位：人・%）

区分	平成24年	平成25年	平成26年
特定疾患	362	369	392
小児慢性特定疾患	82	82	74
患者数合計	444	451	466
総人口	81,511	80,929	80,698
対人口比	0.4	0.6	0.6

## 6 発達障がい者の現状

発達障害支援法において「発達障がい」（※）とは、「自閉症（※）、アスペルガー症候群（※）その他の広汎性発達障害（※）、学習障害、注意欠陥多動性障害（※）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。また「発達障がい者」とは、発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者と、「発達障がい児」とは、発達障がいのうち18歳未満のものとされています。医学的には発達障がいの診断基準は明確化されておらず、また発達障がい者（児）を対象とした手帳の交付制度がないため、発達障がいのある方の人数を正確に把握することは困難な状況となっています。

《参考》特別支援学級に在籍児童生徒数（平成26年4月11日現在）

小学校児童数4,552人 中学校生徒数 2,283人

	小学校	中学校	計
知的	49	34	83
自閉・情緒	63	15	78
計	112	49	

（児童数・生徒数に対する割合） 2.46% 2.14%

注1、知的学級と自閉・情緒学級は、児童生徒の特性が異なるので別学級

注2、診断等がでていても保護者が希望しない場合は、普通学級に在籍している児童生徒もいる。

## 第3章

# 計画の基本理念・基本目標、 障害福祉サービスの体系

## 1 計画の基本理念

障害者計画の主要テーマである「すべての人がともに生きるやさしさのあるまちづくり」を推進するため、障がい者の自己決定と自己選択を尊重し、地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス基盤整備に取り組むとともに、第4期においても、障がい者が地域の中でいきいきと安心して暮らし続けることができるよう、さらに質の高いサービスを適切に提供する体制づくりを目指し、第3期に引き続き次の基本理念を掲げます。

**誰もが身近な地域で  
自立した生活を  
いきいきと送ることができるまち**

## 2 計画の基本目標

計画の基本理念である「誰もが身近な地域で 自立した生活を いきいきと送ることができるまち」の実現に向けて、次の基本目標を設定します。

### **(1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重と障害福祉サービスの充実**

ノーマライゼーション（注）（※）の理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスのさらなる充実に努めます。

### **(2) 地域生活移行や就労支援等に対応したサービス基盤の整備**

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備をさらに進めます。

（注）ノーマライゼーション：障がい者の生活をできるだけ一般市民と同様な生活に近づけること。さらに、障がいのある人もない人も共に生きる社会が本来であり、そのような社会づくりを目指すという考え方。

### 3 障害福祉サービスの体系

1 自立支援給付の充実	1 訪問系サービス	1 居宅介護（ホームヘルプ）
		2 重度訪問介護
		3 同行援護
		4 行動援護
		5 重度障害者等包括支援
	2 日中活動系サービス	1 生活介護
		2 自立訓練（機能訓練）
		3 自立訓練（生活訓練）
		4 就労移行支援
		5 就労継続支援（A型）
		6 就労継続支援（B型）
		7 療養介護
		8 短期入所（ショートステイ）
		9 障害児通所支援・障害児入所支援 ・障害児相談支援
	3 居住系サービス	1 共同生活援助（グループホーム）
		2 施設入所支援
	4 相談支援サービス	1 相談支援サービス
	5 自立支援医療	1 自立支援医療
	6 補装具	1 補装具
	2 地域生活支援事業の充実	1 理解促進研修・啓発事業
		2 自発的活動支援事業
3 相談支援事業		
4 成年後見制度利用支援事業		
5 成年後見制度法人後見支援事業		
6 意思疎通支援事業		
7 日常生活用具給付等事業		
8 手話奉仕員養成研修事業		
9 移動支援事業		
10 地域活動支援センター		
11 その他必要な事業		



## 第4章

# 障害福祉計画の実施計画

## 第1節 平成29年度の数値目標

### 1 施設入所から地域生活への移行

施設入所から地域生活への移行については、国の基本指針に基づき第3期での方針を踏襲することにより数値目標を次のように設定し、グループホームの充実と自立訓練事業等の推進により、地域生活への移行を進めます。

#### 入所施設の入所者の地域生活への移行

＜国の基本指針＞

平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活に移行することを目指す。

項目	数値	備考
平成25年度末入所者数(A)	88人	実績
【目標値】地域生活移行者数(B)	11人	
移行率 (B/A)×100	12.5%	12%以上

#### 入所施設の入所者数

＜国の基本指針＞

平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から、4%以上の削減を目指す。

項目	数値	備考
平成25年度末入所者数(A)	88人	実績
【目標値】削減見込(B)	4人	
削減率 (B/A)×100	4.5%	4%以上

## 2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行についても、国の基本指針に基づき、数値目標を設定しました。

今後も、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークをさらに強化充実することにより、就労移行支援事業等を推進し、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

### 福祉施設から一般就労への移行

#### <国の基本指針>

- 平成29年度末において福祉施設から一般就労へ移行した者が、平成24年度実績の2倍になることを目指す。

項目	数値	備考
平成24年度末に福祉施設から一般就労へ移行した者 (A)	1人	実績
平成29年度末に福祉施設から一般就労へ移行した者 (B)	2人	見込
【目標値】平成29年度末/平成24年度末 $B/A \times 100$	200%	200%

### 就労移行支援の利用者数

#### <国の基本指針>

- 平成29年度末において就労移行支援事業の利用者が、平成25年度末の利用者から6割以上増加することを目指す。

項目	数値	備考
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数 (A)	16人	実績
平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数 (B)	29人	見込
【目標値】平成29年度末/平成25年度末 $B/A \times 100$	181.2%	160%以上

就労継続支援事業の利用者の割合

＜国の基本指針＞

- 平成29年度末において就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にすることを旨とする。

項目	数値	備考
平成25年度末、利用者の就労移行率が3割以上の事業所（ア）	0カ所	実績
平成25年度末の就労移行支援事業所の総数（イ）	2カ所	実績
$(ア/イ) \times 100$	0%	実績
平成29年度末、利用者の就労移行率が3割以上の事業所（A）	1カ所	見込
平成29年度末の就労移行支援事業所の総数（B）	2カ所	見込
【目標値】 $(A/B) \times 100$	50%	50%以上

## **第2節 指定障害福祉サービス等の見込量と今後の方策**

### **1 訪問系サービス**

#### **(1) 訪問系サービス**

訪問系サービスは、施設入所者の地域生活への移行を推進するうえでも、必要不可欠なサービスです。

利用実績をみると、利用者数、利用量ともに増加傾向であるため、見込量につきましては過去の利用実績からの伸び率に基づき数値目標を定めています。

サービス見込量の増加に伴い、サービス提供基盤の整備が求められます。また、こうした量的拡大とともに、質的な向上にも取り組んでいく必要があります。障がい者が利用しやすい状況を整えるため、利用ニーズの的確な把握と、事業者との継続的な協議や指導・助言等に努めます。

#### **①居宅介護（ホームヘルプ）**

住み慣れた地域で障がい者等が安心して生活できるよう、障がい者一人一人に適切な身体介護や家事援助等のホームヘルプサービスを提供することで、障がい者の地域での自立した生活を支援します。

#### **②重度訪問介護**

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障がい者等に対して、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などに加え、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスを提供することで、障がい者等の地域での生活を支援します。（平成26年4月から、「行動上著しい困難を有する知的・精神障害者」も対象となりました。）

#### **③同行援護**

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動を支援します。

#### **④行動援護**

自己判断能力が制限されている知的障がい者（※）等及び精神障がい者等が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、移動中の介護等を行い、障がい者等が地域社会で自立できるよう支援します。

#### **⑤重度障害者等包括支援**

常時介護の必要性が著しく高い重度の障がい者等に対して、障がい者等の心身の状態、介護者の状況、居住の状況等を総合的に勘案して個別に自立支援計画を作成し、その計画に基づき障害福祉サービスを複数組み合わせることで包括的に提供することにより、身近な地域での生活を可能にできるよう支援します。

## 訪問系サービスの見込量

(単位：時間/月、人/月)

サービス区分		第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用量	406	493	478	525	556	583
	利用者数	27	30	28	33	36	39

## 2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

このサービスは、常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、施設において、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供することにより、障がい者の身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るものです。

利用者のニーズは高く、さらに利用が増えるものと見込んでいます。

現在郡内外の事業所で受け入れを実施していますが、更に、サービス供給量の確保に取り組んでいく必要があります。

### 生活介護の見込量

(単位：人日/月、人/月)

サービス区分		第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活介護	利用量	2,905	2,970	3,060	3,151	3,245	3,342
	利用者数	165	165	170	175	180	185

## (2) 自立訓練（機能訓練）

このサービスは、地域において自立した生活を送るために、身体機能・生活能力の維持・向上が必要な身体障がい者に対して、一定期間、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連携調整等を行い、地域生活への移行に向けた支援を行うものです。

このサービスに移行する予定の事業所は少ないため、大幅な増加は見込めず、各年度1名ずつの見込数値を設定しています。

### 自立訓練（機能訓練）の見込量

（単位：人日/月、人/月）

サービス区分		第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自立訓練 (機能訓練) (※)	利用量	29	8	8	10	10	10
	利用者数	2	1	1	1	1	1

## (3) 自立訓練（生活訓練）

このサービスは、地域において自立した生活を送るために、生活能力の維持・向上が必要な知的障がい者または精神障がい者に対して、一定期間、日常生活能力を向上させるための訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連携調整等を行うことで、地域生活への移行に向けた支援を行うものです。

今後の入所施設・病院からの通所・退院者や特別支援学校（養護学校）からの卒業者等の地域生活への円滑な移行や地域生活の維持のためには不可欠な事業ですが、自立訓練（機能訓練）と同様にサービス供給量に見合った数値見込を設定しています。

### 自立訓練（生活訓練）の見込量（宿泊型自立訓練を含む）

（単位：人日/月、人/月）

サービス区分		第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自立訓練 (生活訓練)	利用量	88	52	52	87	87	106
	利用者数	4	3	3	4	4	5

#### (4) 就労移行支援

このサービスは、一般企業等への就労を希望する障がい者に対して、事業所内や企業において生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い、一般企業等への就労に結びつくよう支援を行うものです。

障がい者の自立の面からも必要な事業ですが、郡内の事業所が少ないため、各年度5名増で数値見込を設定しています。

##### 就労移行支援の見込量

(単位：人日/月、人/月)

サービス区分		第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就労移行支援	利用量	283	237	297	400	500	600
	利用者数	16	16	15	20	25	30

#### (5) 就労継続支援（A型）（雇成型）

このサービスは、一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に対して、事業所において雇用契約に基づく生産活動その他の活動機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた支援を行うものです。

近隣にはこのサービスを行う事業所がなかったため、これまで1名の利用実績となっています。今後の利用者については、最終年度4名で数値見込を設定しています。

##### 就労継続支援（A型）の見込量

(単位：人日/月、人/月)

サービス区分		第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就労継続支援 (A型)	利用量	10	33	62	60	60	80
	利用者数	1	2	3	3	3	4

## (6) 就労継続支援（B型）（非雇用型）

このサービスは、就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかなかった障がい者や一定年齢に達している障がい者などに対して、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった障がい者については、段階的に就労への移行に向けた支援を行うものです。

利用者については年々増加傾向にあります。利用者のニーズは高く、今後の増加傾向を見込んで数値見込を設定しています。

### 就労継続支援（B型）の見込量

（単位：人日/月、人/月）

サービス区分		第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就労継続支援 (B型)	利用量	1,968	2,093	2,044	2,176	2,210	2,244
	利用者数	115	128	125	128	130	132

## (7) 療養介護

このサービスは、医療及び常時の介護を必要とする障がい者等に対して、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的介護、及び日常生活の世話を行い、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図り、障がい者の社会参加の支援を行うものです。

### 療養介護の見込量

（単位：人/月）

サービス区分		第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
療養介護	利用者数	5	5	5	7	7	9

## (8) 短期入所(ショートステイ)

このサービスは、障がい者等の家庭における介護が、家族の急病や冠婚葬祭などで一時的に困難になった場合、障がい者等を施設などへ短期間入所させ、入浴・排せつ・食事の介護等必要な支援を行うものです。

今後、地域生活への移行の推進とともに、介護者の負担軽減や緊急時の対応を図ることが必要となることから利用者の増加が見込まれ、各年度3名増で数値見込を設定しています。そのためにもサービス提供事業所の定員増と利用の手続きの簡素化を進め、指定施設との連絡調整を密にし、緊急時の対応ができるよう努めます。

### 短期入所の見込量

(単位：人日/月、人/月)

サービス区分		第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
短期入所	利用量	103	104	120	139	154	170
	利用者数	18	19	22	25	28	31

## (9) 障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援

このサービスは、平成23年度まで児童デイサービスとして障害者自立支援法のもと実施されていたが、平成24年度から、児童福祉法の改正に伴う障がい児施設の一元化による障害児通所支援として実施するもので、障がい児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、各々の身体及び精神の状態並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行うものです。

障害児入所支援は入所施設への入所支援、障害児相談支援は障害児通所支援等を希望する方について、利用計画作成等の相談に応じるものです。

### 障害児通所支援の見込量

(単位：人日/月、人/月)

サービス区分		第3期利用実績(児童デイサービス) (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害児通所支援	利用量	238	242	247	264	277	289
	利用者数	53	59	60	63	66	69

児童発達支援の見込量

(単位：人日/月、人/月)

サービス区分		第3期利用実績(児童デイサービス) (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	利用量	142	168	170	170	183	190
	利用者数	18	24	25	25	27	28

医療型児童発達支援の見込量

(単位：人日/月、人/月)

サービス区分		第3期利用実績(児童デイサービス) (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
医療型 児童発達支援	利用量	11	20	20	20	30	30
	利用者数	2	2	2	2	3	3

放課後等デイサービスの見込量

(単位：人日/月、人/月)

サービス区分		第3期利用実績(児童デイサービス) (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
放課後等 デイサービス	利用量	96	74	75	75	75	90
	利用者数	22	24	25	25	25	30

保育所等訪問支援の見込量

(単位：人日/月、人/月)

サービス区分		第3期利用実績(児童デイサービス) (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
保育所等 訪問支援	利用量	1	1	1	1	2	3
	利用者数	1	1	1	1	2	3

## 障害児相談支援の見込量

(単位：人日/月、人/月)

サービス区分		第3期利用実績(児童デイサービス) (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害児相談支援	利用量						
	利用者数	0	2	2	5	5	5

## 3 居住系サービス

### (1) 共同生活援助(グループホーム)

これらのサービス対象者は、今後、施設・病院等から地域生活への移行の推進により増加が見込まれ、また、地域生活を支援していくために不可欠なサービスです。

見込量については、これまでの利用実績と地域生活移行者の推進を踏まえ数値を設定しています。※平成26年度から共同生活介護(ケアホーム)が統合されました。

#### ①共同生活援助(グループホーム)

就労しているまたは就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者または精神障がい者に対し、家事等の日常生活上の支援や日常生活の相談支援、日中活動における事業所等の関係機関との連絡調整を行うことで、身近な地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

### 共同生活援助の見込量

(単位：人/月)

サービス区分		第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	利用者数	48	47	47	49	52	54

※平成26年度から共同生活介護(ケアホーム)が統合されました。平成24、25年度はそれらを合わせた数値です。

## (2) 施設入所支援

このサービスは、夜間において介護が必要な障がい者や生活介護または自立訓練若しくは就労移行支援を利用している通所が困難な障がい者に対して、居住の場を提供するとともに、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の相談支援等を行い、安定して日常生活が営めるよう支援を行うものです。

見込量につきましては、障害者総合支援法の改正に伴う障がい児施設からの移行者数と地域生活への移行の推進を加味し、数値を設定しています。

### 施設入所支援（旧法入所施設分を含む）の見込量

(単位：人/月)

サービス区分		第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
施設入所支援	利用者数	80	88	80	78	75	73

## 4 相談支援サービス

### (1) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援は、主に、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がい者等を対象に、サービスの利用プラン作成や総合的相談を行うものです。平成27年度以降も障害福祉サービス利用者や地域相談支援利用者すべてに提供できるよう、支援相談員数の増加見込みを考慮しながら計画的に進めていきます。

また、地域移行支援は、障害者支援施設に入所している障がい者や精神科に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談・障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

地域定着支援は、単身者あるいは家庭の状況により同居している家族に支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

### 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の見込量

(単位：人/月)

サービス区分		第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	利用者数	9	32	38	39	40	40
地域移行支援	利用者数	3	6	3	4	5	6
地域定着支援	利用者数	6	9	7	8	9	10

## 5 自立支援医療

### (1) 自立支援医療

自立支援医療である更生医療、育成医療、精神通院医療では、対象となる障がい者に対して、心身の障がいの状態を軽減し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように医療費の給付を行います。

指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の1割と入院時の食費が自己負担となりますが、低所得世帯や病状が「重度かつ継続」となる方については、所得に応じた月額負担上限額も設けて、障がい者に対する適正医療の普及に努めます。

なお、精神通院医療については、県が実施主体となっています。

#### 自立支援医療(更生医療)の見込量

(単位：件/月)

サービス区分		第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
更生医療	利用者数		277	285	290	295	300
育成医療	利用者数		54	61	63	65	67

## 6 補装具

### (1) 補装具

平成18年から現物給付から補装具費の支給に変更となり、原則1割が自己負担となりましたが、所得に応じて一定の負担上限が設けられています。

補装具は、身体の欠損または失われた身体機能を補完、代替するもの、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、それぞれの障がい者に対応して設計、加工するものであるため、購入・修理の際には、今後も障がいに適合した補装具の支給に努めます。

#### 補装具の見込量

(単位：人)

サービス区分		第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
補装具	利用者数	139	145	153	160	168	176

## 第3節 地域生活支援事業の見込量と今後の取り組み

### 1 地域生活支援事業

#### (1) 理解促進・啓発事業

障がいのある方に対する理解を深めるための催し物の開催、啓発活動などを行っていきます。

- ・広報もおか、ウィークリーニュースもおかななどでの啓発記事の掲載
- ・「障害者週間」12月3日～9日 (※)

#### (2) 自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

#### (3) 相談支援事業

##### ①障害者相談支援事業

障がい者や家族等の相談に対する支援体制の充実を図るため、芳賀地区市町が共同で平成18年度に芳賀地区障害児者相談支援センターを設置しました。真岡市の相談支援件数は、平成24年度では1,117件でしたが、平成25年度では634件でした。

今後も、障がい者の自立と社会参加の促進のため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、情報提供等の実施に必要な相談支援活動の拠点として、芳賀地区障害児者相談支援センターの機能充実を図り、利用者のニーズに適切に対応できるよう努めます。また基幹型相談支援センターへの移行を検討します。

##### ②市町村相談支援機能強化事業・住宅入居等支援事業

市町村相談支援機能強化事業は、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図る事業です。

住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行う事業です。

相談支援事業の見込量

(単位：件)

サービス区分	第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
相談支援事業	1,117	634	1,000	1,100	1,200	1,400

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度（※）の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する事業です。今後、この事業を通してこれらの障がい者の権利擁護（※）を図るよう努力します。

##### 成年後見制度利用支援事業の見込量

(単位：人)

サービス区分	第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見制度利用支援事業	0	1	1	1	2	3

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見制度を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

#### (6) 意思疎通支援事業（手話通訳等）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者や要約筆記（※）奉仕員を派遣する事業を実施します。

情報の取得が困難な人が、日常生活の中での確に情報提供を受けられるよう、とちぎ視聴覚障害者情報センターに委託するなど、障がい者のニーズに応じた手話通訳者や要約筆記奉仕員の確保に努め、事業の充実に努めます。

手話を用いて聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを図る手話通訳者を配置する手話通訳者設置事業については、これまで取り組み実績はありませんが、毎月第2火曜日の午前中に、福祉課内の相談室に手話通訳者を配置していきます。

##### 意思疎通支援事業の見込量

(単位：人)

サービス区分	第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
意思疎通支援事業	/	/	/	/	/	/
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	13	12	15	16	17	18
手話通訳者設置事業	34	38	36	37	38	38

## (7) 日常生活用具給付事業

障がい者に対して、自立生活支援用具等6種類の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、障がい者の自立した生活と社会参加を支援します。

今後も、障がい者の多様化するニーズに対応した用具の提供ができるよう、情報収集や制度の周知に努めるなど、事業の充実を図ります。

### 日常生活用具給付等事業の見込量

(単位：件/年)

サービス区分	第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
日常生活用具給付等事業						
介護訓練支援用具	6	11	10	11	11	12
自立生活支援用具	11	7	8	8	9	10
在宅療養等支援用具	5	13	10	10	11	12
情報・意思疎通支援用具	11	12	10	11	12	13
排泄管理支援用具	1,249	1,219	1,250	1,255	1,260	1,265
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	2	2	2	2	2

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を引き続き行っていきます。

## (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行い、自立した生活や社会参加を促進していきます。

移動支援の形態としてはマンツーマンによる個別支援型と複数の障がい者を同時に支援するグループ支援型があります。

利用者数、利用時間数ともに増加傾向にあります。

今後、さらに障がいのある人が、社会の様々な分野に積極的に参画し、生きがいをもって生活できるよう潜在的ニーズにあわせて移動支援の充実に努めます。

移動支援事業の見込量

(単位：人、時間)

サービス区分		第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	利用者数	39	44	46	47	48	49
	時間数	1,239	1,610	1,700	1,768	1,838	1,911

(10) 地域活動支援センター

障がい者の通所により、創作的活動の機会を提供するとともに社会参加及び交流の促進を図り、障がい者の自立に向けた取り組みを推進します。

障がい者の創作的活動の機会を提供するため、県に届出をした事業者に委託し、潜在的な障がい者のニーズに対応できるよう努めます。

地域活動支援センターの見込量

(単位：箇所、人)

サービス区分		第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター		/	/	/	/	/	/
自市町分	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	8	8	8	10	12	14
他市町分	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	20	22	22	24	26	27

## (11) その他の事業（任意事業）

### ①日中一時支援事業

障がい者等に対して日中の活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息や負担の軽減を図るとともに、障がい者等の社会適応訓練等の支援を行います。

今後、さらに利用者数の増加が見込まれるため、障がい者等のニーズに適切に対応できるよう努めます。

### ②福祉ホーム

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者を対象として、低額な料金で居室その他の設備を提供し、障がい者の地域生活を支援するため、県に届出をした事業者へ委託し、障がい者が地域で自立した生活ができるよう努めます。

### ③自動車運転免許取得費用の助成

身体障がい者が、就労等社会参加のために、公安委員会の指定する自動車教習所等で自動車運転免許を取得する場合、取得に要した費用の一部を助成する事業の推進に努めます。

### ④自動車改造費用の助成

重度の身体障がい者が、就労等社会参加のために自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、改造に要した費用の一部を助成する事業の推進に努めます。

### ⑤生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の障がい者について、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活を推進します。今後、利用者への支援の必要性の変化に応じたサービス提供を行い、自立生活の助長に努めます。

### ⑥訪問入浴サービス事業

訪問による居宅においての入浴サービスを事業者へ委託し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などの支援を行います。

今後、潜在的なニーズが見込まれることから、制度の周知等に努めます。

その他の事業の見込量

(単位：箇所、人)

サービス区分		第3期利用実績 (26年度は実績見込)			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
日中一時支援事業	箇所数	9	15	15	16	17	18
	利用者数	103	112	115	124	135	145
福祉ホーム	箇所数	2	2	2	2	2	2
	利用者数	4	3	3	4	5	6
自動車運転免許 取得費用の助成	箇所数						
	利用者数	0	0	0	1	1	1
自動車改造費用の 助成	箇所数						
	利用者数	3	4	4	4	4	4
生活サポート事業	箇所数	0	1	0	1	1	1
	利用者数	0	1	0	1	1	1
訪問入浴サービス 事業	箇所数	2	2	3	3	4	5
	利用者数	3	3	3	3	4	5

## **第4節 計画の推進体制**

### **1 市民、関係団体等との連携**

この計画を推進していくためには、市を始めとして、障がい者や家族等介護者を含め広く市民の皆様、地域、企業、関係機関、障がい者団体、ボランティア団体・NPO等がそれぞれの立場で、相互に連携協力し、一体となって取り組む必要があります。

### **2 達成状況の点検及び評価**

各年度において、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、庁内組織及び有識者、障がい者団体、関係機関等による組織を設置して、サービスの見込量などについて達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて計画内容の一層の充実に努めます。

### **3 計画の見直し**

第4期計画が平成29年度までの計画であることから、平成29年度に計画を見直し、第5期計画を策定します。

また、制度改正の動向など必要に応じて見直しを行います。

